

第6章 重点整備地区の選定と生活関連施設、生活関連経路の設定

1. 重点整備地区の選定

重点整備地区選定の要件として、「配置要件」「課題要件」「効果要件」があります。

配置要件

「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（バリアフリー新法第2条第21号イ）

- ・地区全体の面積がおおむね400ha（半径約1.12kmの圏域）未満であること
- ・生活関連施設のうち特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが3以上所在すること
- ・これらの施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、これら施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれること 等

課題要件

「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他的一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（バリアフリー新法第2条第21号ロ）

- ・高齢者、障がい者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況
- ・土地利用や諸機能の集積の実体及び将来の方向性
- ・想定される事業の実施範囲等の観点から総合的に判断される地区 等

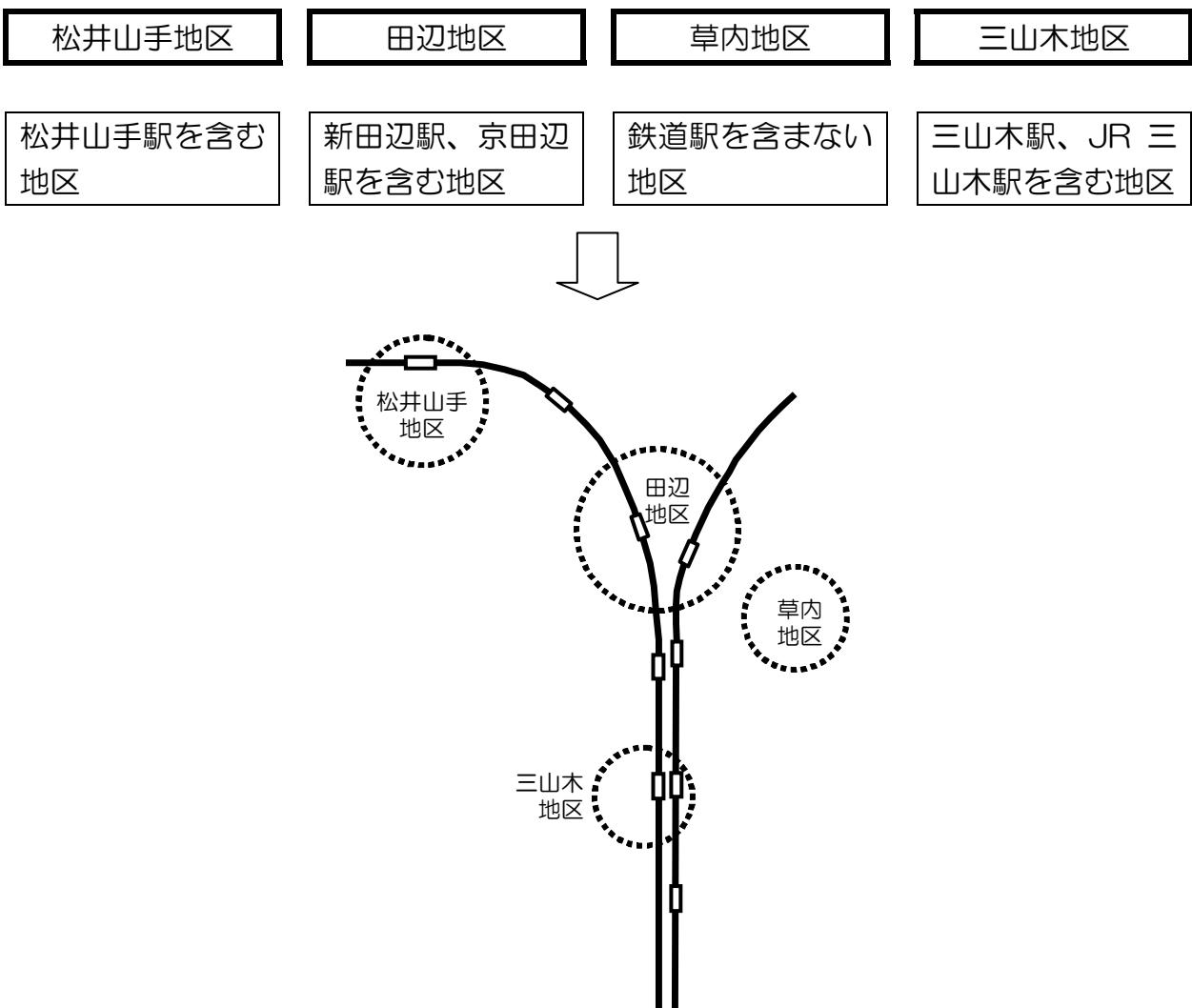
効果要件

「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（バリアフリー新法第2条第21号ハ）

- ・勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進（交流と社会参加、消費生活の場、勤労機会の提供）
- ・各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性や集中的・効果的な事業実施の可能性 等

(1) 配置要件に対する検討

本市は次のような4つの生活圏に分かれています。どの生活圏が配置要件に該当するのかを検討します。



①面積が400ha未満であること

いずれの生活圏の地区面積も400ha未満です。

地区名	地区面積
松井山手地区	約130ha
田辺地区	約160ha
草内地区	約80ha
三山木地区	約70ha

②特別特定建築物（特定旅客施設含む）が3以上所在すること

各地区の特別特定建築物は以下のとおりです。

地区名	特別特定建築物名
松井山手地区	松井山手駅、駅前商業施設、北部住民センター
田辺地区	京田辺駅、新田辺駅、駅前商業施設、病院、市役所等
草内地区	中部住民センター
三山木地区	なし

- ・草内地区と三山木地区には特別特定建築物が3以上所在しておらず、要件を満たしません。
- ・松井山手地区と田辺地区には特別特定建築物が3以上所在しており、要件を満たします。

③施設間の移動が主として徒歩で行われること

松井山手地区と田辺地区について、バリアフリー基本構想策定協議会委員により、特別特定建築物となる施設や道路の現地調査を行いました。この調査の中で、松井山手駅と北部住民センターとの間の距離は、「徒歩での移動は困難である」ということを協議会として確認しました。

その結果、松井山手地区での「特別特定建築物」は2箇所となり、必要要件を満たさなくなるため、今回は、「重点整備地区」として選定しないこととしました。

なお、今後新たに「特別特定建築物」となる施設が建築されるなど、松井山手地区を取り巻く環境が変化した場合は、改めて協議会を設置し、検討していくたいと考えます。



(2) 課題要件に対する検討

田辺地区の京田辺駅、新田辺駅、駅前商業施設、病院、市役所等の施設はいずれもアンケート調査等で高齢者、障がい者等がよく利用する施設としてあげられています。

(3) 効果要件に対する検討

アンケート調査において「バリアがあり困る施設」としてあげられた施設は下記のとおりです。

対象者	1位	2位	3位
高齢者	駅	市役所	中央公民館
障がい者	市役所	スーパー・お店	田辺中央病院
妊婦	駅	市役所	公民館、郵便局
子ども連れ	スーパー・お店	市役所	駅

結果、これらの要件に該当する「田辺地区」を重点整備地区に選定します。

2.生活関連施設、生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定の方針

- ①生活関連施設は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条」の中の「特別特定建築物」から選定する。
- ②アンケート調査結果の「高齢者・障がい者が日常よく利用する施設」の中から、「京都府条例第26条」の「特別特定建築物の規模」に該当するものを選定する。
- ③アンケート調査結果の「高齢者・障がい者が日常よく利用する官公庁施設」については面積要件に関わらず選定する。(保健センター・休日応急診療所)

(2) 生活関連施設について

重点整備地区（田辺地区）の生活関連施設を下記のとおり設定します。

特別特定建築物の種別と規模（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条・第9条）		生活関連施設
種 別	規 模 () 内は京都府条例による規模	
①特別支援学校	2,000 m ² 以上 (1,000 m ² 以上)	—
②病院又は診療所	//	田辺中央病院
③劇場、観覧場、映画館又は演芸場	//	—
④集会場又は公会堂	//	中央公民館
⑤展示場	//	—
⑥百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	//	アルプラザ ※サンフレッシュ ※山田屋 ※ドラッグユタカ
⑦ホテル又は旅館	//	—
⑧保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	//	市役所 保健センター・休日応急診療所
⑨老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	//	—
⑩老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	//	河原保育所・地域子育て支援センター 社会福祉センター
⑪体育館、水泳場、若しくはボーリング場又は遊技場	2,000 m ² 以上	田辺中央体育館 田辺公園プール
⑫博物館、美術館又は図書館	2,000 m ² 以上 (1,000 m ² 以上)	中央図書館
⑬公衆浴場	//	—
⑭飲食店	//	—
⑮郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	//	※山城田辺郵便局
⑯車両の停車場を構成する建築物	//	—
⑰自動車の停留又は駐車のための施設	2,000 m ² 以上	—
⑱公衆便所	50 m ² 以上	新田辺駅前公衆トイレ
⑲公共用歩廊	2,000 m ² 以上	—

注) ※印は、京都府条例第26条の規模により追加した施設

特定公園施設	田辺公園
特定旅客施設	新田辺駅、京田辺駅

(3) 生活関連経路の設定

前述の生活関連施設を踏まえて、次のような生活関連経路の設定を行います。

①新田辺駅からサンフレッシュを経て河原保育所・地域子育て支援センターに至る経路

- ・歩車共存道路を経て、田辺高校横の市道をとおる経路とします。

②新田辺駅から京田辺駅へ至る経路

- ・新田辺駅構内を経て、駅前広場北側の歩行者通路から田辺中央病院へ、さらに山田屋からアルプラザ、京田辺駅に至り、さらに京田辺駅構内を経て、中央図書館を結ぶ経路とします。

- ・新田辺駅から歩行者専用道路（田辺大通線）を経て、京田辺駅を結ぶ経路とします。

③京田辺駅・新田辺駅周辺と市庁舎周辺を結ぶ経路

- ・新田辺駅前線を経て、高架化する手前を西に折れ、JR踏切を通り、歩車共存道路を経て、府道を横断し、保健センター・休日応急診療所、市役所に至る比較的平坦な経路とします。

④市役所から社会福祉センター周辺を結ぶ経路

- ・市役所から京田辺市役所東交差点を経て、社会福祉センター、山城田辺郵便局に至る経路とします。

(4) 重点整備地区の範囲の設定

前述の生活関連施設及び生活関連経路の設定を受けて、「田辺地区あんしん歩行エリア」や「京田辺市福祉のまちモデル地区」を勘案し、道路・河川・用途界等により重点整備地区の範囲を設定します。

重点整備地区

